

(案)

## 浪江町復興推進計画

令和 3 年 11 月 日  
福 島 県 浪 江 町

### 1. 計画の区域 浪江町全域

### 2. 計画の目標

本町は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大津波の影響により、沿岸部では壊滅的な被害を受けた。また、福島第一原子力発電所事故の影響により全町避難を強いられ、町民は町外での避難生活を余儀なくされた。

平成 29 年 3 月 31 日に一部地域を除き避難指示は解除されたものの、長引く避難生活から避難先での生活再建が進み、震災前人口約 2 万 1 千人のうち、令和 3 年 8 月末現在で町内居住者は 1 千 7 百人余りに留まっている。また、町内事業者においても主力産業であった製造業、工業系事業所は町外で再開している状況にあり、町内での再開は震災前約 1,000 事業者に対し 192 事業者に留まっている状況である。農林水産業についても同様であり、農業は耕作放棄地が多く再開途上であること、漁業は未だ拡大操業にとどまり漁獲制限があることによって担い手、後継者が減少している傾向にある。

浪江町は平成 28 年 3 月策定の「まち・ひと・しごと創生 浪江町人口ビジョン」において 2035 年の目標人口 8 千人を掲げ、本年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】において新たな産業と雇用を創出することにより町民の帰還や移住定住者に向けて働く場を確保することを明示した。そのためには震災前の主力産業である製造業・工業系事業の再開、誘致による雇用機会の創出のみならず、町の基幹産業である農林水産業再生を通じての雇用機会を創出することが必要である。

本事業では「閉鎖式循環陸上養殖」の技術確立を目指す、新たな地域特産品を創出することに加え、すでに確保している販路を地元漁業者が利用することで地元産の販路拡大という点においても相乗効果が十分に得ることができる。

このことにより地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目的を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、地域特産品の創出及び販路拡大が見込まれる水産養殖業に対して、立地企業の設備投資を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

(案)

本町に新規立地する「かもめミライ水産株式会社」（以下「対象事業者」という。）が、浪江町大字北幾世橋地区内において閉鎖式循環陸上養殖施設の新設をするために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

- ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

町内の陸上養殖業において従業員数、売上げ金額ともに占有率第1位となることが見込まれる中核的産業である。また、地元からの新規雇用を5名計画している。

したがって本事業は本計画の目標である「当町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条に規定する該当事業  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関  
株式会社三井住友銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（東日本大震災復興特別区域法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本町では、平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除され、徐々にではあるが町民の帰還が進んでいる。また、請戸漁港の復旧、荷捌き施設の整備、水産加工団地の整備等、水産業の復興に係る事業が実施されているところである。

こうした中、水産養殖業に係る閉鎖式循環陸上養殖施設を新設することは、地域特産品の創出及び販路拡大だけでなく、新規の雇用創出も計画されていることから、地域活性化及び帰還住民の雇用機会の創出に大きく期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、浪江町、福島県、浪江町商工会、株式会社三井住友銀行、対象事業者を構成員とする浪江町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。